

# 松くい虫防除対策における防除実施基準の遵守等について

林務部森林づくり推進課

## 1 空中散布を行うことのできる森林（防除実施基準）

- 松くい虫対策の空中散布は被害予防対策として有効であるが、生活、環境への影響が大きいことから、森林病虫害等防除法に基づく国の防除実施基準において、特別防除（有人ヘリ散布）を行うことのできる森林の基準を定めている。（下表）
- 長野県においては、平成 27 年に「県防除実施基準の運用」を改定し、無人ヘリ散布についても特別防除と同様の扱いとした。

### 森林病虫害等防除法 7 条の 2 第 1 項に基づく（国）防除実施基準

#### ○ 特別防除を行うことのできる森林に関する基準

次に掲げる森林（\*）以外の森林のうち特別防除の実施が特に必要と認められるものであり、かつ、その実施につき地域住民等関係者の理解が得られる見込みがあるものについて行うことができるものとする。

\* 希少動植物種生息地・保護地区、自然公園法特別保護地区

\* 病院、学校、水源等の周辺

\* 住宅、宿泊所、公園、レクリエーション施設等の周囲の森林

\* 水道施設、鉄道、道路等の周囲の森林 \* 葉たばこ、桑園、茶園、放牧・採草地、畜舎、養蜂群等の周囲の森林

## 2 リスクコミュニケーションの徹底

- 県は、平成 23 年 11 月に「松くい虫防除のための農薬の空中散布の今後のあり方」を策定し、散布地周辺住民の影響を受けうる人に対する曝露の低減または回避への取組みなど、安全性を考慮して実施することを基本的な考え方として示した。
- この考え方に基づき、「長野県防除実施基準」を改正し、具体的事項（下表）を明記した。

### 長野県防除実施基準（H24 年度～）に定める「リスクコミュニケーション」等の概要

#### 【基本的な考え方】

地域の重要な松林を対象に、散布区域周辺における影響を受けうる人の有無と、それらの人に対する影響を評価して、空中散布の実施の可否を判断する。

#### 【リスクコミュニケーションの実施】

実施主体は散布区域の周辺住民に対して、双方向での情報提供や意見交換を行い、化学物質過敏症など、これまでに健康への影響を自覚した人など影響を受けうる人の有無を把握する。

→ 事業計画の周知徹底（説明会の開催、実施計画の地区全戸への配布等）



#### 【空中散布実施の可否の判断】

○ 実施主体はリスクコミュニケーションにより、影響を受けうる人が把握された場合、空中散布により影響しうる曝露の低減や回避等が必要だが、対応が困難と考える場合は地区防除対策協議会に諮った上で、空中散布を実施しない判断をする。

○ それ以外の場合は、地区防除対策協議会に諮った上で、より安全性に配慮した方法で空中散布を実施できる。



### 【安全性に配慮した実施方法】

- ・家屋等の生活圏から、有人ヘリ散布区域は 200m 以上、無人ヘリ散布区域は 30m 以上離して設定する。
- ・散布時の風速の制限をこれまでの 5 m/s から 3 m/s へ強化（飛散防止）
- ・より安全性への配慮から、有機リン系以外の薬剤使用を選択（現在、全て有機リン系以外の薬剤）
- ・散布実施地から 1 km 以内の集落・河川などで必要な場合は、気中濃度調査・水質調査を実施

### 【きめ細かな対応体制等の構築】

- ・散布実施日・時間、散布区域等の実施内容について地域住民へ周知徹底を図る。
- ・健康相談窓口の設置
- ・実施結果や安全確認調査結果等を情報公開する。

## 3 リスクコミュニケーションにおいて説明すべき「空中散布のデメリット、リスク等」

空中散布のデメリットやリスクは事前に関係住民等に説明し、円滑な実施を図る必要がある。

### 【デメリット・リスクの例】

- ◆ 薬剤による松林保全に着手すれば、長期間継続する必要があること。（広域に途切れることなく松林が分布する本県においては、感染源となる周辺松林の除去は難しい）
- ◆ 薬剤散布は羽化脱出したマツノマダラカミキリ成虫のみをターゲットとしており、線虫やカミキリ幼虫を対象とした伐倒駆除と併用しなければ効果が期待できない。また、周囲が激害化した場合は、薬剤散布を中止せざるを得ない場合があること。
- ◆ 空中散布で使用する薬剤は、マツ、その他草木に付着しやすくする補助成分の働きで効果が長期間持続（約 2 か月）することから、散布地域への立ち入り等に留意する必要があること。

## 4 松くい虫対策事業の補助対象の考え方

空中散布については適合する被害レベル、実施形態や合意形成等の条件について新たに補助基準を設け、H31 年度事業から適用することとして検討中。

### ○ 松林健全化推進事業補助基準（案）

防除対策	補助対象(国基準)		補助基準（県基準）	
	守るべき松林	周辺松林	適合被害レベル	実施形態・条件等
空中散布 	○	—	未被害～微害	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 伐倒駆除と組み合わせて実施すること（作業ができない岩稜等を除く）</li> <li>● 関係住民とのリスクコミュニケーションの徹底、合意形成が図られていること。</li> </ul>
伐倒駆除 	○	○	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「守るべき松林」等の設定根拠が明確であること</li> </ul>
樹幹注入 	○	—	未被害～微害	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 文化財、景観上の貴重なマツ等で、薬剤散布が適さない条件であること</li> <li>● 管理者が明確で、マツ林の持続的な維持保全への取組が確実であること</li> </ul>

被害レベル「微害」・・・被害木の発生に対し、速やかかつ確実な伐倒駆除の実施が可能な状況